

## 【別添】

医療機関における難病法による特定医療及び小児慢性特定疾患医療支援の受給者証の提示／バターンとしセプトの取扱いについて(平成30年8月1日以後、当面の間適用)

### 【所得区分の受給者証への反映ができる場合】

提示／バターン	レセプトの「特記事項」欄への記載と取扱い
反映後の受給者証	受給者証の所得区分に応じた記載とする

### 【所得区分の受給者証への反映ができない場合】

反映前の受給者証(受給者証に所得区分の記載がないもの)のみ	レセプトの「特記事項」欄への記載と取扱い
反映前の受給者証＋「3割」(現役並み所得者の記載がある高齢受給者証等)	「26区ア」を記載する
反映前の受給者証＋限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に応じた記載とする

※ 本取扱いは、平成28年2月2日健難発第0202第1号通知「難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療に係る高額療養費の支給に係る事務について」及び平成28年2月2日健難発0202第2号通知「児童福祉法に基づく小児慢性特定疾患医療支援に係る高額療養費の支給に係る事務について」に基づく内容であること。